**大阪広域データ連携基盤（ORDEN） ステートメント**

大阪府では、次世代デジタルサービスの普及による住民のQOL（生活の質）向上と、イノベーション創出による地域経済の活性化を目的として、大阪広域データ連携基盤（ORDEN）（以下、「ORDEN」という。）を構築し、このORDENを活用したサービスとして、行政ポータルとしての『my door OSAKA（マイド・ア・おおさか）』や、官民のデータプラットフォームとしての『ODPO（Open Data Platform in Osaka）』などを展開しています。

大阪府が運用するこのORDENを、利用される住民や事業者の方々に安心して使っていただけるよう、利便性の向上はもとより、安全性、透明性を確固たるものにしていくために、本事業のめざす姿や守るべき基本指針（行動原則）を宣言するステートメントを制定します。

**１）ORDENのめざす姿**

大阪府のスマートシティは、大阪スマートシティ戦略や大阪スーパーシティ国家構想に基づき、最新のデジタル技術と官民のデータを最大限に活用して、住民のQOL向上をめざす、データ駆動型のスマートシティです。

しかしながら、日本は他国とくらべてデータの利活用が十分に進んでいないとされており、世界の都市総合力ランキングの順位を下げている一因とも言われています。特に地方公共団体における具体的な課題としては、「①住民のパーソナルデータを安心安全に取扱うための公民の統一的なルールが存在しない」、「②財政・人材(ノウハウ)面の制約から自治体間におけるデータ利活用の取組格差が大きい」、①と②を受けて「③データ利活用による住民サービスの拡充が進まない」などの、構造的な課題が存在します。

スーパーシティ国家構想に位置づけられているORDENは、我が国をけん引するデータ連携基盤として、「データの安心安全な取扱いを実現する確固たるルール」と「活発なデータ利活用による価値創造を実現する先駆的な基盤」を整備することで、住民の生活を豊かにするデジタル社会の実現と、産官学が新たな価値を生み出せる環境の構築を推進していきたいと考えています。この取り組みを通じて、大阪スマートシティ戦略の目的である『住民のQOL（生活の質）向上』と『イノベーション創出による地域経済の活性化』を実現していきます。

**２）基本指針**

ORDENのめざす姿の実現に向け、守るべき具体的な基本指針（行動原則）を以下のとおり策定します。基本指針に則ることで、法令に基づき安心安全なデータの取り扱いを行います。

**基本指針**

1. **データ連携に関する指針**

# ORDENのデータ収集・利用に関する指針

* ORDENは、地方自治法の定める「行政の事務」範囲で個人情報を含む情報を収集・利用します
* 個人情報の収集・利用にあたっては、個人情報保護法に則り、利用者に個人情報の収集と利用の目的を明示し、承諾を受けます
* 目的を追加する場合ならびに、プライバシーリスクが高いと判断される場合は必要に応じて、規約・ポリシーの改定を行い、利用者に再承諾を受けます

# 1.2他事業者へのデータ提供に関する指針

* ORDENのデータ提供範囲は、（１）法令に基づく行政事務、（２）大阪MYポータル等の大阪府スマートシティ事業、（３）府内市町村のスマートシティ事業、（４）スーパーシティ連携事業や万博等大阪府が推進することを定めた官民連携事業、（５）研究機関への研究目的での提供とします
* データ提供する際には連携基準を設け、連携判断することで、データ連携の安全性担保に努めます
* データ連携時には、データ連携先の廃棄まで管理することで適切なデータ活用を実現します
* 個人情報に該当しないデータは事業者間の合意に基づきデータを提供します

1. **セキュリティ・プライバシーに関する指針**

# 2.1セキュリティに関する指針

* 総務省セキュリティガイドラインに基づくORDENにおける情報セキュリティ対策方針を定めます
* データの漏えい、滅失、き損などが起きないよう、組織的・人的・物理的・技術的手段を用いて適切なセキュリティ対策を実施します
* 定期的に情報セキュリティに関する評価を実施し、セキュリティリスクの軽減策を講じます
* ORDENと連携するサービスはORDENにおける情報セキュリティ対策方針を順守するシステムのみとします

# 2.2プライバシーに関する指針

* ORDENにおけるパーソナルデータ取り扱いについてORDENプライバシーポリシーを定めます
* 大阪府としてのリスク評価と利用者とのリスクコミュニケーションを目的として、パーソナルデータを取り扱う行政、民間事業を対象にプライバシー影響評価（PIA）を実施・公表します
* データ提供先に対してデータ利用状況等について定期的な報告を求め、適切なデータ利用を実現します。

1. **ガバナンス体制に関する指針**

# 3.1情報保護体制に関する指針

* 個人情報・プライバシー保護の体制として、「プライバシーガバナンス統括責任者」「個人情報保護管理責任者」「個人情報保護管理補助者」「個人情報・プライバシー事務担当者」「個人情報・プライバシー窓口担当者」を整備し、運用いたします
* プライバシーへの配慮を徹底するため、個人情報・プライバシー情報を取扱う者に対する研修など、教育・啓発を継続して実施します
* プライバシーへの影響を評価するため、有識者会議を設置し意見を聴取するなど、プライバシー情報の利用に伴う影響を評価する仕組みを整備し、運用します
* ORDENと個人情報の授受を行う事業者及び大阪府下の市町村には、個人情報・プライバシー情報取扱い責任者を配置し、各種規約を遵守していただきます

1. **イノベーションに関する指針**

# 4.1データ・API利用に関する指針

* 各ステークホルダーとのコミュニケーションを図り、多様なサービス創出の実現に努めます
* ORDENはデータ流通・活用を促進するため、標準的なインターフェース仕様、オープンAPI、データカタログ整備を行い、利用しやすい環境を整備します

以上